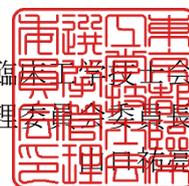


令和2年8月吉日

一般社団法人 東京都臨床工学技士会  
正会員 各位

## 会 告

一般社団法人 東京都臨床工学技士会  
選挙管理委員会委員長



### 役員候補者選挙について

役員選出規定第3章第9条により、第7期役員候補者選挙を下記の日程で行うことを告示致します。なお、選挙に関する詳細は東京都臨床工学技士会ホームページに掲載します。予め御了承下さい。

#### 記

1. 選挙実施告示日	令和2年 8月 31日 (月)
2. 立候補 (推薦) 届出受付開始日	令和2年 11月 29日 (日)
3. 立候補 (推薦) 届出締切日	令和2年 12月 29日 (火)
4. 選挙公報告示日	令和3年 2月 5日 (金)
5. 投票開始日	令和3年 2月 13日 (土)
6. 投票締切日	令和3年 2月 26日 (金)
7. 開票日	令和3年 3月 5日 (金)
8. 選挙結果告示日	令和3年 3月 11日 (木)

#### 選挙に関する注意事項

1. 役員の設定は理事5名以上20名以内、監事2名とする。(定款第4章第22条)
2. 役員選出規定第3章第9条に明記されている選挙日は、投票締切日とする。
3. 立候補 (推薦) する場合は、以下の方法で届出を行う。
  - ・ 東京都臨床工学技士会ホームページ会員サイト (URL:<https://tokyo-ce.jp/member/login>) の専用フォームから行う。
4. 理事・監事立候補者届出の確認後、立候補者の資格審査を行う。理事・監事立候補者届出に無記入及び、相違箇所があった場合は、候補者として認められないことがある。

推薦の場合は、本人の同意を必要とする。(役員選出規定第3章第8条第2項)
5. 立候補届出締切日の後、候補者が定数を越えないとき、または、越えなくなったときは、規定により無投票で当選者を決定する。(役員選出規定第4章第13条)
6. 立候補届出締切日以降14日以内に立候補届出の受理票が、選挙管理委員会より送付されていない場合は、選挙管理委員会まで問い合わせること。

7. 立候補ならびに推薦候補として届け出たにも拘らず止むを得ない事由による場合のみ立候補ならびに推薦候補の取下げができる。  
この場合、『立候補（推薦）届出締切日』の3日後までに郵送等によることなく、文書で直接選挙管理委員長に届け出ること。さらに、取下げの事由を証する文書を添えなければならない。（役員選出規定第3章第8条4項）
8. 投票は、理事は完全連記投票制、監事は単記投票制とする。  
（役員選出規定第3章第10条第2項）
9. 選挙に関する異議は、選挙結果告示後14日以内に選挙管理委員会に申し立てることができる。なお必ず文書にて氏名、会員番号を明記し捺印をする。  
（役員選出規定第6章第18条）
10. 選挙管理委員会への問い合わせなどは、文書もしくはE-mailにて行う。
11. 令和2年度までの会費の未納者には、投票権が与えられない。  
（役員選出規定第3章第7条）
12. 令和2年度入会者は、立候補届出締切日までに会費を入金すること。
13. 東京都臨床工学技士会ホームページの閲覧や、印刷が不可能な場合は選挙管理委員会へ問い合わせること。

以上

東京都臨床工学技士会ホームページ（URL：<https://tokyo-ce.jp/>）

【問い合わせ先】 〒153-0044

東京都目黒区大橋 2-16-28 パインヒルズ 301 号室

一般社団法人 東京都臨床工学技士会 選挙管理委員会

E-mail：[senkyokanri@tokyo-ce.jp](mailto:senkyokanri@tokyo-ce.jp)